

令和5年度 第1回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和5年12月18日（月）

場所：ピュアリティまきび

2階 白鳥

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

目 次

◎協議・報告	(頁)
○県における医療的ケア児支援のための取組（概要）	… 1
○医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況について	… 7
○医療的ケア児に関する調査の報告について	… 9
○医療的ケア児支援センターの運営状況について	… 22
○学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について	… 25
参考資料	
・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領	… 27
・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿	… 29
・令和4年度第2回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要 （要旨）	… 30

1 障害福祉課の取組

- (1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業（一部委託実施）【平成26年度～】
地域バランスのとれた短期入所の環境整備・充実を総合的に促進し、医療的ケア児等（重症心身障害児者等を含む）とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。
- ① 短期入所サービス拡大促進事業
市町村と協働し、短期入所サービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を促進
- ② 短期入所事業所施設開設等支援事業
重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備の経費の一部を補助し、短期入所事業所の緊急時の受け入れ対応の機能強化
- ③ サービス職員研修等事業（委託実施）
重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を実施
- ④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（委託実施）【平成29年度～】
医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成
- ⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【平成29年度～】
喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性向上を促進
- ⑥ 医療的ケア児等支援者の資質向上事業（委託実施）
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の連携や、医療的ケア児支援センターとの連携強化のため、フォローアップ研修を実施
- ⑦ 医療的ケア児支援センター機能強化事業（委託実施）
相談窓口を分かりやすくしたホームページの整備及びリーフレットの作成

2 医療推進課の取組

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業（社会福祉法人への委託事業）【平成 25 年度～】

医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の検討

医療的ケア児の現状把握（対象者のニーズ、利用可能な資源等）及び在宅療養に必要な情報提供の仕組みづくり 等

② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討

小児科医と連携し、小児在宅医療を考える講演会
小児科をもつ医療機関に対し福祉サービスの研修会 等

③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携

短期入所事業所連絡会 等

④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進

ヘルパーステーション研修会
児童発達支援センター・生活介護事業所との連携会議・研修会

⑤ 患者・家族の個別支援

専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援

⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減

NICU・長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会
学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会
ピアカウンセリング 等

(2) 小児訪問看護拡充事業（訪問看護ステーション連絡協議会への委託）【平成 30 年度～】

小児訪問看護に関する基礎的知識・技術を学ぶ研修会や相談会を開催し、多様なニーズを持つ医療的ケア児に対応できる看護職員の育成を行い、小児を受け入れる訪問看護事業所の増加を目指し、小児から高齢者までの包括的かつ継続的な在宅療養支援体制の整備をすることを目的としている。

① 小児訪問看護研修会

小児の成長発達、特徴的な疾患、子どもが学ぶ意味、親子・家族関係、看護技術、社会保障制度等に係る研修会

② 小児訪問看護実習、成果報告会

医療機関や訪問看護ステーション、特別支援学校における現地実習
参加者同士の学びの共有のための成果報告会

③ 情報交換会・相談会

地域包括ケアにおける医療的ケア児および家族の支援
医療的ケア児の対応をしている保健・医療・福祉・介護・教育等関係者間の交流 等

3 子ども未来課の取組

(1) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備

- ・医療的ケア児保育支援事業

保育所・認定こども園等において、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケアを行うために必要な研修を受講した保育士や看護師等の配置など、医療的ケア児の受入れ体制整備に対する助成を実施

- ・保育環境改善等事業（障害児受入促進事業）

既存の保育所・認定こども園等において、障害児や医療的ケア児の受入れに必要な改修等に対する助成を実施

(2) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備

- ・放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）

放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護職員の配置やたん吸引等研修受講のための代替職員の配置など、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に対する助成を実施

4 特別支援教育課の取組

■ 医療的ケア充実事業

特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

(1) 医療的ケアに係る運営協議会（年1回）

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議（例年2月）

*令和5年度においては、例年2月の会の他に、「人工呼吸器使用児の通学受入れに係るガイドライン」改訂のための運営協議会を7月にも実施

(2) 医療的ケア新規担当教員研修（基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回）

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施

(3) 医療的ケア指導医派遣事業

急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため指導医を派遣し、問題点の整理や手技の指導等を実施

さらに、市町村教育委員会等からの要請により、医療的ケア児が在籍する市町村や学校等に対して指導医を派遣し、実施体制整備の方法等について支援を実施

(4) 医療的ケアに関する看護師研修

特別支援学校における医療的ケア先進県から講師を招聘したり、訪問看護ステーション等と連携し、専門性の高い看護師を校内研修に招聘したりするなど、県立特別支援学校に配置する看護師に対する研修機会を提供

- ・看護師全体研修会（年1回）
- ・看護師校内研修会（年6回程度）

医ケア児支援法に定める支援策等と本県の取組

法に定める支援策等	県の取組
第9条 保育を行う体制の拡充等	(4) ①②, (5) ①
第10条 教育を行う体制の拡充等	(1) ①, (6) ①②③④⑤
第11条 日常生活における支援	(1) ①②⑦, (2) ⑤
第12条 相談体制の整備	(1) ③, (2) ⑤
第13条 情報の共有の促進	(1) ⑥, (2) ③⑥, (6) ①④, (7)
第14条 医療的ケア児支援センター等	(1) ③, (2) ⑤
1. 医療的ケア児及びその家族、関係者に対し、専門的相談に応じ、情報の提供、その他の支援を行う。	(1) ③④⑤⑧, (2) ③④⑥, (6) ②⑤
2. 医療、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体等に対し、情報の提供及び研修を行う。	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①
3. 医療、医療、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体との連絡調整を行う。	(1) ③, (2) ⑥
第19条 広報啓発	(1) ③④⑤⑧, (2) ④, (3) ①, (6) ②③⑤
第20条 人材の確保	(2) ①②
第21条 研究開発等の推進	

医療的ケア児支援センター業務に関する県の取組（令和3年8月31日厚生労働省事務連絡）

1. 医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①④
① 関係機関等への連絡・調整	(1) ③, (2) ⑤
② 医療的ケア児等からの相談・援助	(1) ③, (2) ⑥
③ 広報誌等を活用した支援センター設置の広報	(2) ①②
④ 管内の医療的ケア児に係る社会資源（施策）等の情報収集	(1) ⑥, (2) ③④⑤, (6) ①④
⑤ 関係機関等との顔合わせ等	(2) ①②, (6) ①
2. 関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修（法第14条第1項第2号）	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①④, (7)
・ 医療的ケア児に関する情報の把握	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①④
・ 関係機関相互での情報共有	(1) ⑤
・ 医療的ケア児等の協議の場における情報の把握	(1) ④
・ 国が開催する会議への参加	(1) ⑤
・ 医療的ケア児等支援者養成研修	(1) ③⑧, (2) ④, (6) ②③⑤
・ 医療的ケア児コネクター養成研修	(2) ⑤
・ 啓蒙吸引等研修	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①④
・ その他各種研修	(2) ⑤
3. 関係機関等との連絡調整（法第14条第1項第3号）	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①④
・ 個々のケースに係る連絡調整	(2) ⑤
・ 地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整	(1) ⑥, (2) ③④⑥, (6) ①④
・ 医療的ケア児の数や施策の内容の把握	(2) ①②
4. 地域のコネクター等が行う相談・助言等との関係	(2) ⑤
・ 医療的ケア児等からの様々な相談についての一元化窓口	(1) ④
・ 市町村における医療的ケア児等コネクター配置	

（予算：千円）

◎令和5年度 岡山県における医療的ケア児支援のための取組	52,669
(1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業【障害福祉課・医療安全課】	29,163
① 短期入所サービス拡大促進事業（市町村実施の補助事業）	
② 短期入所事業施設開設等支援事業（障害福祉課が実施）	
③ 医療的ケア児等短期入所サービス職員研修等事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
④ 医療的ケア児等コネクター・支援者養成研修事業（学校法人旭川荘に委託）	
⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（障害福祉課が実施）	
⑥ 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会（障害福祉課が実施）	
⑦ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（医療安全課が実施）	
⑧ 医療的ケア児等支援者の資質向上事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
⑨ 医療的ケア児支援センター機能強化事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
(2) 小児等在宅医療連携拠点事業【医療推進課】（社会福祉法人旭川荘に委託）	7,855
① 小児等在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定	
② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討	
③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携	
④ 地域の福祉、教育、行政担当者との連携促進、研修会	
⑤ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減、情報交換会等	
⑥ 小児訪問看護拡充事業【医療推進課】（訪問看護ステーション連絡協議会に委託）	913
(3) 小児訪問看護研修会、②情報交換会、相談会、③小児訪問看護実習	
(4) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備【子ども未来課】	11,027
① 医療的ケア児保育支援事業（市町村実施で補助金事業）	
② 保育環境改善等事業（障害児受入れ促進事業）（市町村実施で補助金事業）	
③ 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備【子ども未来課】	
④ 放課後児童健全育成事業（市町村実施で交付金事業）	
⑤ 医療的ケア児受入れ推進事業：医療的ケア児受入れの場合（市町村実施で交付金事業）	
(6) 医療的ケア児充実事業【特別支援教育課】（特別支援教育課が実施）	3,711
① 医療的ケア児に係る運営協議会	
② 医療的ケア児新規担当教員研修	
③ 医療的ケア児指導医派遣事業	
④ 医療的ケア児対象行為拡充検討委員会	
⑤ 医療的ケア児に関する看護師研修	
(7) 障害者就業・生活支援センター【障害福祉課・労働雇用政策課】	
* 岡山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	
* 倉敷障がい者就業・生活支援センター（社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団）	
* 津山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人津山社会福祉事業会）	
* たかはし障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	

医療的ケア児及びその御家族の皆様へ

(アンケートへの御協力をお願い)

拝啓 晩秋の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年4月に「岡山県医療的ケア児支援センター」を開設しました。

センターでは、医療的ケア児等の医療、保健、福祉、教育、労働等についての相談を専門職員が対応させていただいております。

この度、皆様の生活の実態等を調査させていただき、相談体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、アンケートへの御協力をお願いいたします。

敬具

令和5年11月

岡山県医療的ケア児支援センター

このアンケートは岡山県ホームページにより実施いたします。
スマートフォン又はパソコンにて、次のリンク先から御回答をお願いいたします。

*回答期限：令和6年2月29日（木）

*アンケートURL

<https://www.pref.okayama.jp/ques/questionnaire.php?openid=112>

インターネットブラウザのURL欄に上記URLを貼り付けるか、スマートフォン、タブレット端末等で右記の二次元バーコードを読み取りの上、接続してください。



*令和5年11月1日を基準日としてご回答をお願いいたします。

*質問は33問ございます。

*令和5年11月から令和6年2月までの間に、既にこのアンケートに回答済の場合、2回目以降の回答は不要です。

県内の医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況一覧表

令和5年11月末現在

市町村名	協議の場の名称	事務局担当 部局	設置年度 (予定含む)	実施方法 (例:新規単独、既存の○○会議を活用等)	対象エリア
岡山市	岡山市医療的ケア児支援連絡会議	③障害福祉部門	R1済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育)の連絡会議	岡山市
	岡山市障害者自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議	③障害福祉部門	R1済	自立支援協議会等外部関係機関と庁内関係課の協議の場	岡山市
倉敷市	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
津山市	医療的ケア児支援推進会議	③障害福祉部門	H30済	(新規)	津山市
	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 久米南町 鏡野町 美咲町
玉野市	玉野市障害者総合支援協議会子ども部会	⑤教育部門	H31(R1)済	玉野市総合支援協議会子ども部会を活用	玉野市
笠岡市	笠岡市地域ケア会議	③障害福祉部門	R3済	笠岡市地域ケア会議	笠岡市
	医療的ケア児支援チーム	③障害福祉部門	R5済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育・災害)の連携会議	
井原市	井原市地域自立支援協議会重心(医ケア)児者部会	③障害福祉部門	R3済	井原市地域自立支援協議会を活用	井原市
総社市	医療的ケア児支援体制等連絡会	⑥その他	H30済(現連絡会はR5から)	総社市地域自立支援協議会を活用	総社市
高梁市	高梁市自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	高梁市自立支援協議会を活用	高梁市
新見市	新見市医療的ケア児等推進会議	③障害福祉部門	R5済	新規単独	新見市
備前市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
瀬戸内市	瀬戸内市地域自立支援協議会子ども部会	③障害福祉部門	H30済	瀬戸内市地域自立支援協議会を活用	瀬戸内市
赤磐市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
真庭市	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市 新庄村
美作市	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
浅口市	浅口市障害者自立支援協議会子ども支援部会	③障害福祉部門	R4済	浅口市障害者自立支援協議会子ども支援部会を活用	浅口市
和気町	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
早島町	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
里庄町	(未定)		R5予定	(未定)	里庄町
矢掛町	矢掛町障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会	③障害福祉部門	R5予定	矢掛町障害者自立支援協議会を活用	矢掛町
新庄村	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	新庄村 真庭市
鏡野町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
勝央町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
奈義町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
西粟倉村	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
久米南町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
美咲町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 久米南町 美咲町
吉備中央町	吉備中央町障害者等自立支援協議会 教育保育部会	③障害福祉部門	H31(R1)済	吉備中央町障害者等自立支援協議会を活用	吉備中央町

※25市町村(20の場)で設置済

※令和5年度中、2市町(2の場)が設置予定。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数と市町村での配置(活用)状況

各市町村における配置(活用)状況

令和5年11月30日現在

(単位:人)

市町村名	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計	令和5年11月 末時点 各市町村 における 配置等状況 (人数)	配置 (活用) の形態 ①②③	備 考
岡山市	15	13	11	8	12	7	66	6	②	
倉敷市	13	15	15	9	8	6	66	12	②	
津山市	2	2	5	1	2	1	13	0		
玉野市	2	1	3	0	1	2	9	7	②	
笠岡市	0	1	3	1	1	0	6	1	①	
井原市	1	0	0	1	0	2	4	0		
総社市	2	4	4	2	4	5	21	0		
高梁市	0	3	4	0	3	1	11	0		
新見市	0	1	2	0	1	1	5	1	①	
備前市	0	1	1	0	1	2	5	0		
瀬戸内市	2	3	4	2	0	0	11	1	②	
赤磐市	0	0	0	1	2	0	3	0		
真庭市	2	2	0	0	0	1	5	0		
美作市	1	2	1	0	0	0	4	0		
浅口市	0	0	0	1	1	2	4	1	②	
和気町	1	0	0	0	2	0	3	0		
早島町	1	0	1	1	0	2	5	1	②	
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
矢掛町	1	0	0	0	0	0	1	0		
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
鏡野町	2	1	0	0	0	1	4	1	①	
勝央町	0	0	2	0	2	0	4	0		
奈義町	0	1	0	0	0	0	1	1	①	相談支援事業所なし
西粟倉村	0	1	0	0	0	0	1	1	②	
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
美咲町	0	2	0	0	0	0	2	0		
吉備中央町	1	1	1	0	0	0	3	0		
県外	1	5	2	0	0	0	8			
計	47	59	59	27	40	33	265	33		

※配置等：相談支援事業所への委託配置を含む。

配置(活用)の形態

- ①自治体職員を配置(直営)
- ②一般相談(委託)
- ③その他(備考欄に詳細を記入してください)

ご利用の際は、岡山県子ども・福祉部
障害福祉課又は医療的ケア児支援センター
へご相談ください。

医療的ケア児に関する調査 報告書

令和5年9月

岡山県子ども・福祉部 障害福祉課

保健医療部 医療推進課

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児に関する調査について（概要）

1 調査の目的

医療の進歩を背景として、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という）が増加していると考えられている。

平成30年度から県内における医療的ケア児の現状を把握し、今後必要とされる支援について検討する資料とするために、調査を行っている。

2 調査の対象

県内病院（159施設）及び県内在宅療養支援診療所（310施設：R5.4.1現在）
隣県（兵庫県、鳥取県、広島県）7病院

3 調査の方法

- ・調査票を郵送配布（郵送回収）
- ・14項目の在宅療養指導管理料（※）を令和5年5月に算定している満20歳未満（平成15（2003）年6月以降に出生）の児。
- ・回答数 全体 95.4%
（県内病院 96.9%、在宅療養支援診療所 94.5%、県外病院 100%）

（※）在宅療養指導管理料

- | | | |
|---|------------------------|--------|
| ① | 在宅酸素療法指導管理料 | C103 |
| ② | 在宅中心静脈栄養指導管理料 | C104 |
| ③ | 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 | C105 |
| ④ | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | C105-2 |
| ⑤ | 在宅自己導尿指導管理料 | C106 |
| ⑥ | 在宅人工呼吸指導管理料 | C107 |
| ⑦ | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 | C107-2 |
| ⑧ | 在宅寝たきり患者処置指導管理料 | C109 |
| ⑨ | 在宅自己疼痛管理指導管理料 | C110 |
| ⑩ | 在宅気管切開患者指導管理料 | C112 |
| ⑪ | 在宅自己腹膜還流指導管理料 | C102 |
| ⑫ | 在宅肺高血圧症患者指導管理料 | C111 |
| ⑬ | 在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料 | C115 |
| ⑭ | 在宅植込型補助人工心臓（非拍動型）指導管理料 | C116 |

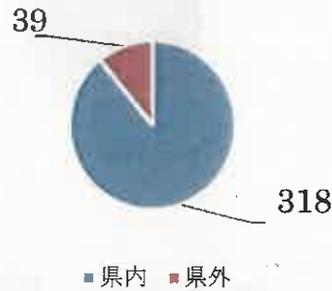
4 調査の期間

令和5年6月1日～7月10日

■ 1 医療的ケアが必要な児の状況

○ 県内外の医療機関を受診している医療的ケア児の人数は、357人であった。そのうち、岡山県内に居住する児は、318人（89%）であった。

医療的ケア児の県内外別人数
(n=357)

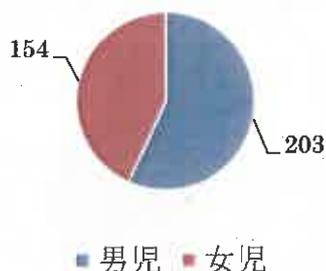


医療的ケア児の県内外別人数(経年)



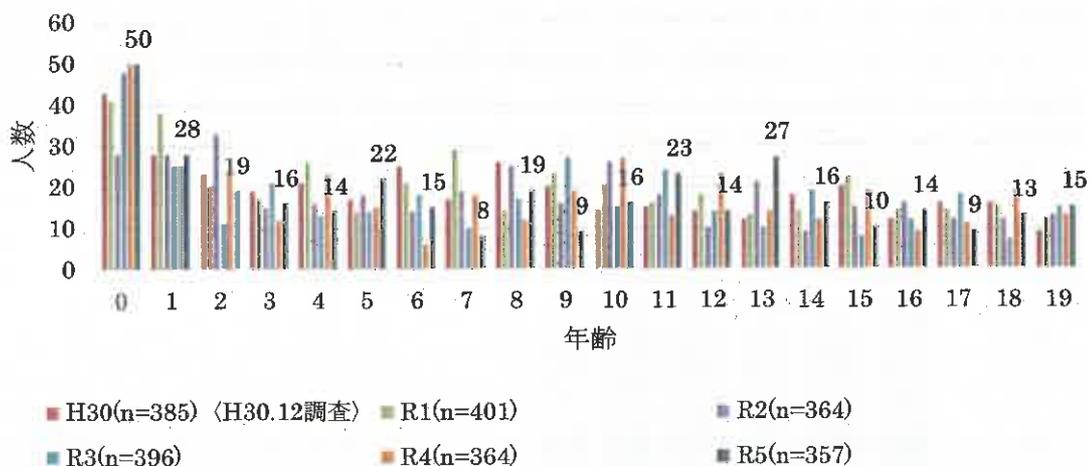
○ 医療的ケア児の性別は、男児が 203 人、女児が 154 人であった。

性別内訳 (n=357)



○ 医療的ケア児の年齢は、0 歳児が 50 人と一番多く、56%が 10 歳未満児であった。

医療的ケア児の年齢(経年)



○ 医療的ケア児が医療機関を受診し、在宅療養指導管理料を算定しているのは県内 16 病院 331 人 (92.7%)、7 診療所 23 人 (6.4%)、県外 1 病院 3 人 (0.8%) であった。

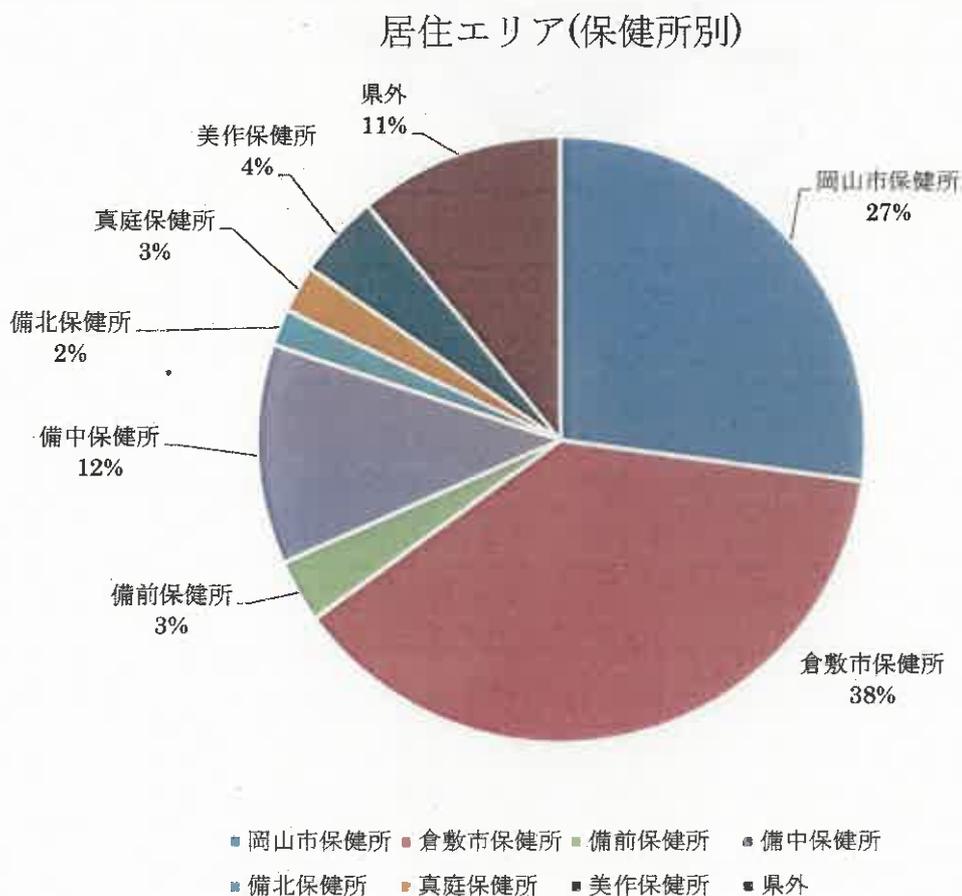
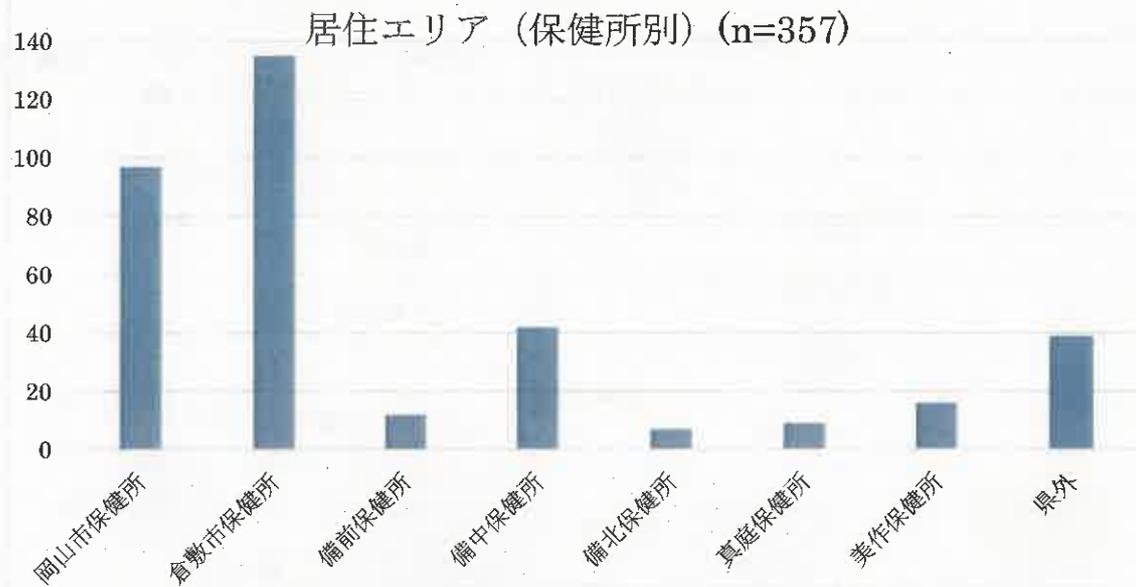
在宅療養指導管理料 算定
医療機関数



受診医療機関別人数割合



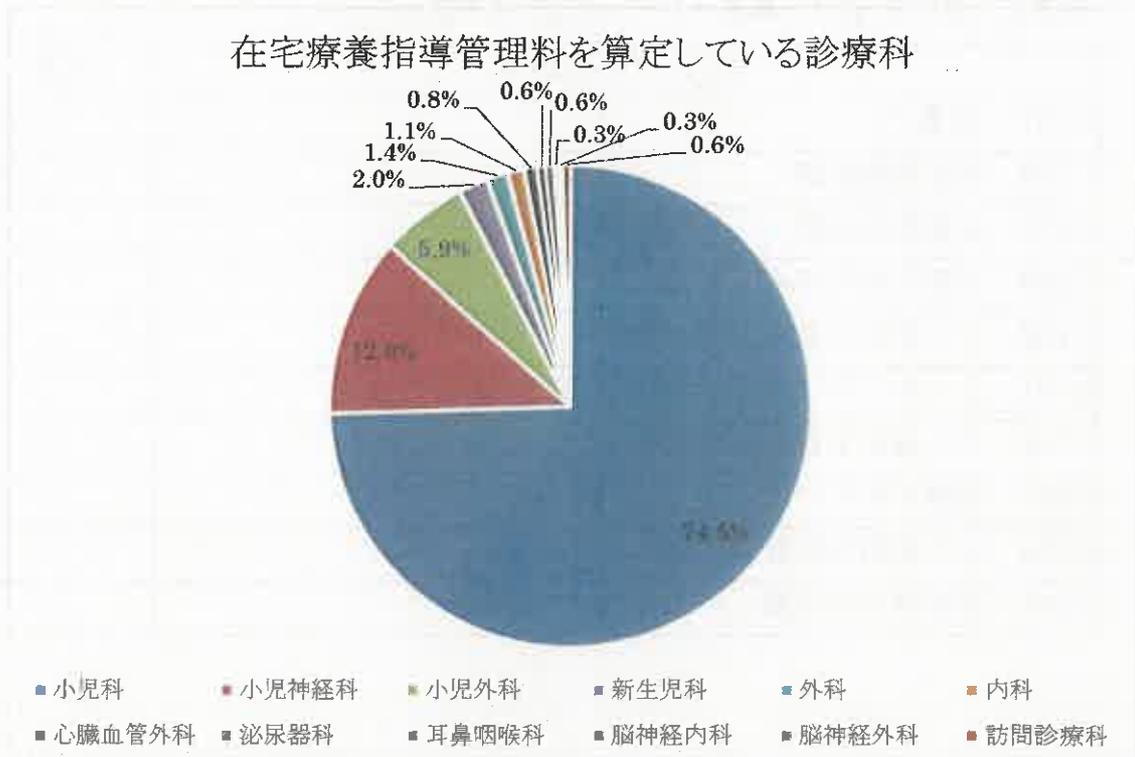
○ 医療的ケア児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、合わせると6割以上であった。県外から受診している児は、隣県の広島県が多く、中国地方や四国地方、関西地方等から受診があった。



医療的ケア児の保健所別
人数分布 (n=357)



○ 在宅療養指導管理料を算定している診療科は、7割以上が小児科であった。



○ 在宅療養指導管理料を算定し得る指導管理状況は、[C103 在宅酸素療法指導管理料]が一番多く238人、次いで[C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料]と[C107 在宅人工呼吸指導管理料]が111人であった。

在宅療養指導管理料		人数
C103	在宅酸素療法指導管理料	238
C104	在宅中心静脈栄養指導管理料	2
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	8
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	111
C106	在宅自己導尿指導管理料	29
C107	在宅人工呼吸指導管理料	111
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	7
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	42
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	0
C112	在宅気管切開患者指導管理料	67
C102	在宅自己腹膜還流指導管理料	5
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	0
C115	在宅植込型補助人工心臓(拍動流型)指導管理料	0
C116	在宅植込型補助人工心臓(非拍動型)指導管理料	0

実際に算定した在宅医療指導管理料のみを回答した医療機関を含む。

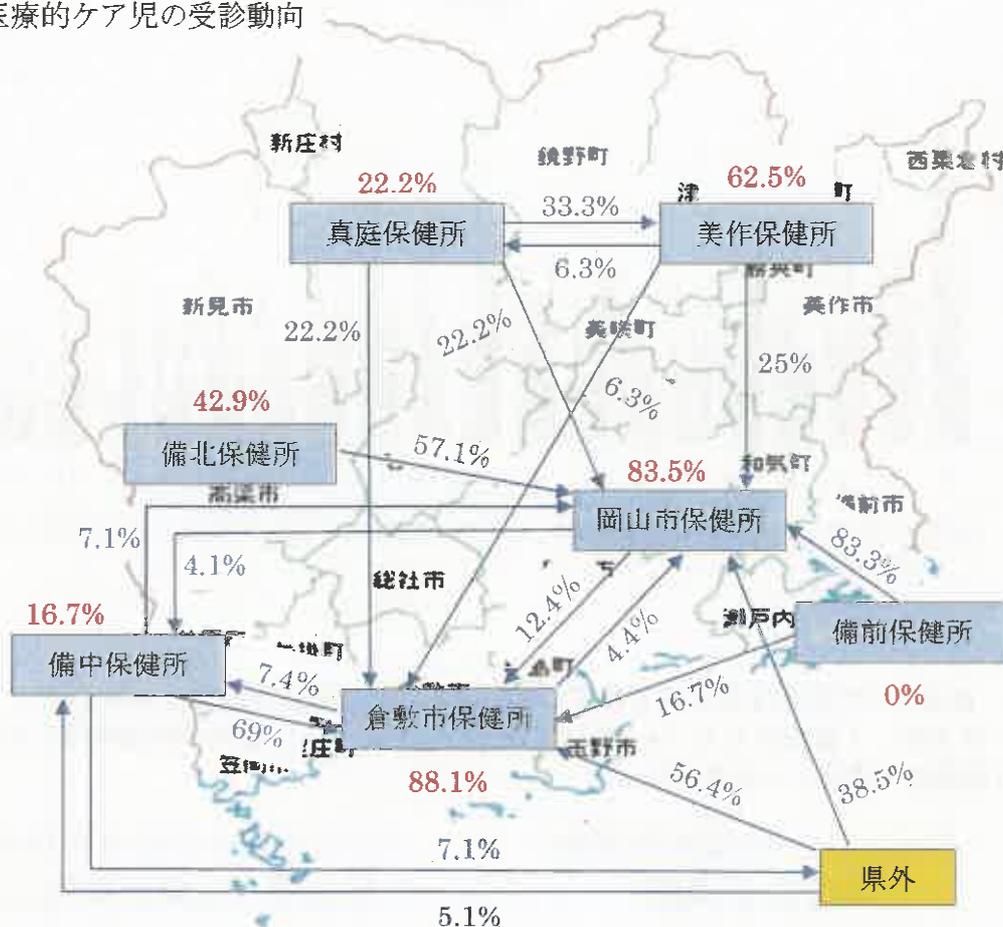
○ 在宅療養指導管理料に加算している内容は、[C158 酸素濃縮装置] が一番多く 246 人、次いで [C157 酸素ポンベ] が 205 人であった。

算定している加算	人数
C157 酸素ポンベ	205
C158 酸素濃縮装置	246
C159 液果酸素装置	8
C169 気管切開患者用人口鼻	70
C162 在宅経管栄養法用栄養管セット	130
C161 注入ポンプ	24
C160 中心静脈栄養法輸液セット	2
C163 特殊カテーテル	34
C153 注入器用注射針	1
C150 血糖自己測定器	1

○ 在宅療養指導管理料を算定している児は、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、全医療的ケア児 357 人を 100% とすると、居住する保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定している児は、62.2% であり、岡山市保健所管内、倉敷市保健所管内の医療機関で 8 割以上が算定されていた。

医療的ケア児の受診動向

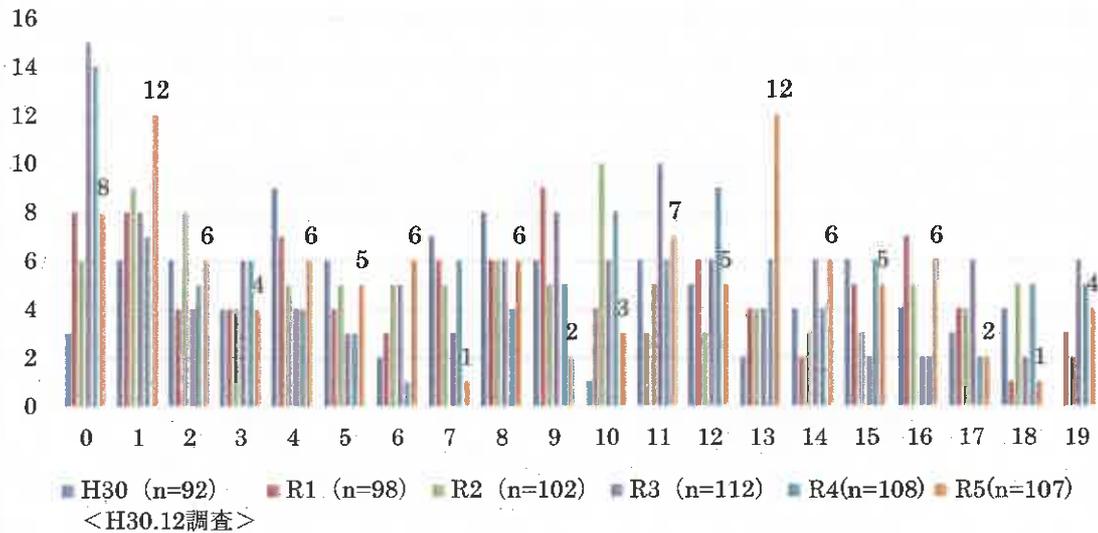


※各保健所管内に居住する児数全体を 100% として、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

■ 2 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の状況

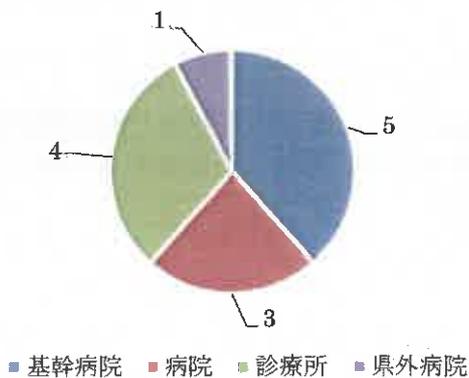
○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、111人（31.1%）であり、そのうち県内に居住している児は107人であった。県内外111人中10歳未満の児は53.2%であった。

在宅人工呼吸指導管理料算定児の年齢
(経年)

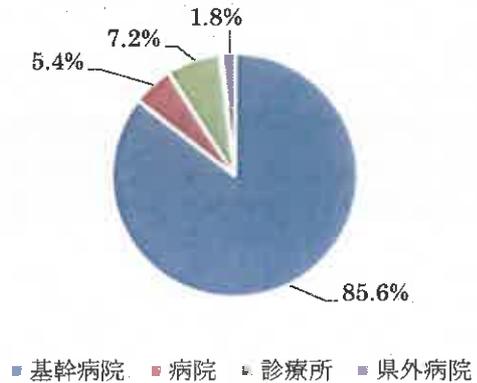


○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している県内外の医療機関は9病院103人（92.8%）、4診療所8人（7.2%）であった。そのうち、県外の医療機関を受診している児は1病院2人であった。

在宅人工呼吸指導管理料
算定医療機関

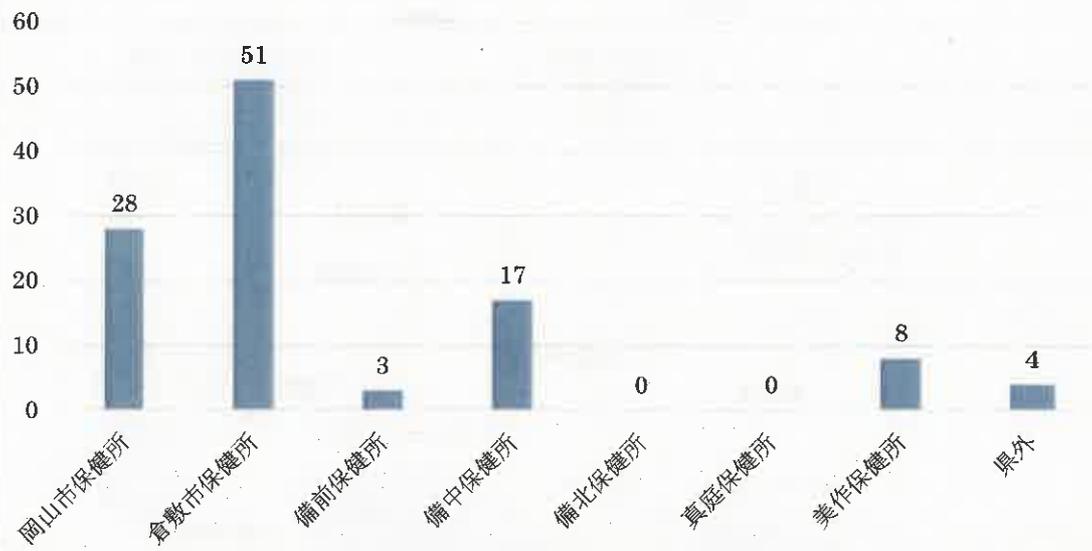


在宅人工呼吸指導管理料
算定児 受診医療機関

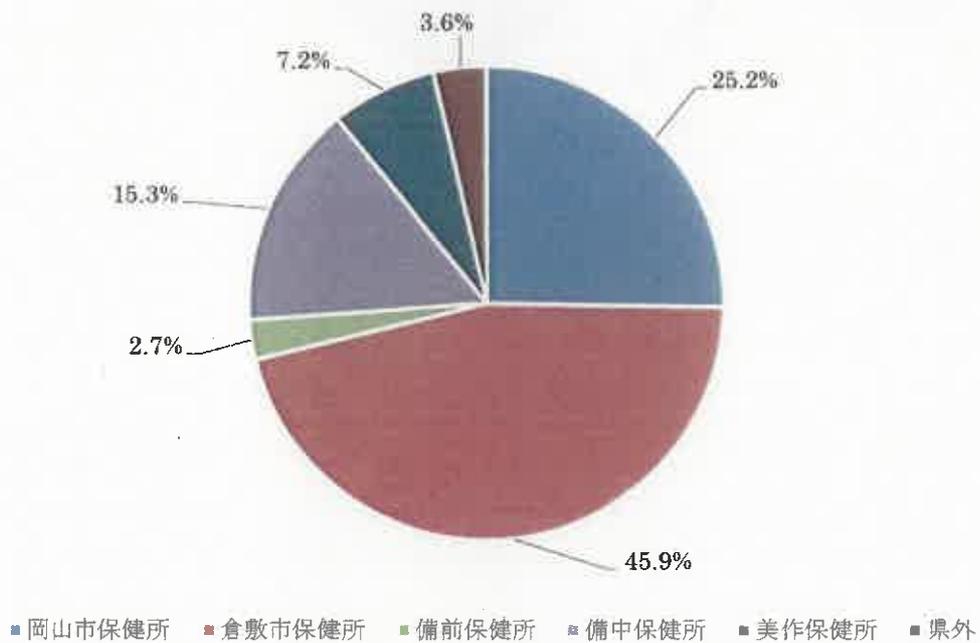


○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、7割以上であった。

在宅人工呼吸指導管理料算定児居住エリア
(保健所別) (n=111)



在宅人工呼吸指導管理料算定児居住エリア
(保健所別)



在宅人工呼吸指導管理料算
定児の保健所別人数分布
(n=111)



○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、在宅人工呼吸指導管理料を算定している全児 111 人を 100% とすると、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児は、71.3% であった。

在宅人工呼吸指導管理料
算定児の受診動向



※各保健所管内に居住する児数全体を 100% とし、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

岡山県医療的ケア児支援センターの運営状況について

【指定】：令和4年4月1日（福）旭川荘

保健師6名・社会福祉士1名（内 相談支援専門員 5人）

：コーディネーター2名（保健師）：医療的ケア児者専門職員。

・電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、

・研修会の企画運営を行う。

・入院中からの退院支援のための訪問、相談支援をする。

・相談支援体制の整備を行う。

：他保健師4名：電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、研修会の企画運営に協力する。

：社会福祉士（1名）：電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、研修会の企画運営に協力する。

【受付時間】 窓口及び専用サイトでの対応

月曜日～金曜日 8：30～17：15

（土日祝、年末年始を除く）

※専用サイトは24時間受付

【ご連絡先】 岡山県医療的ケア児支援センター

（旭川荘療育・医療センター 地域療育センター内）

〒703-8555 岡山市北区祇園 866

TEL 086-275-4518 FAX 086-275-9323

【事業実績】

- ・ホームページの開設
- ・リーフレット作製
- ・医ケア実態調査
- ・医療的ケア児支援会議の開催
- ・医療的ケア児家族会の開設準備支援
- ・玉野市障害者自立支援協議会 子供部会参加
- ・岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会参加
- ・医療的ケア児コーディネーター、支援者研修会の立案
- ・医療的ケア児等と家族の安心サポート事業の実施
- ・医療ケアの手技統一会議の開催
- ・個別相談

岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 分)

法人名 : (社福) 旭川荘

1 相談の形態

種 別	件数	実人数
電話	111	61
来所	20	20
家庭訪問	51	23
メール	36	20
連絡調整	19	19
計	237	

2 相談支援・活動内容

(件数)

本人及び家族への支援	福祉利用	115
	障害理解	1
	健康医療	48
	不安解消	2
	保育教育	29
	家族人間	1
	家計経済	0
	生活技術	1
	就労支援	0
	社会参加	4
	権利擁護	0
	その他	24
関係機関との連絡調整		12
緊急時の支援		0
その他		0

237

岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和 5年 4 月 ～ 令和 5 年 10 月 分)

法人名 : (社福) 旭川荘

1 相談の形態

種 別	医ケア児	医ケア者
電話	113	58
来所	7	5
家庭訪問	15	9
メール	5	12
連絡調整	27	9
計	167	93

2 相談支援・活動内容

		(件数)	医ケア児	医ケア者
本人及び家族への支援	福祉利用		75	68
	障害理解		3	0
	健康医療		36	18
	不安解消		7	1
	保育教育		11	0
	家族人間		1	1
	家計経済		0	0
	生活技術		0	0
	就労支援		0	0
	社会参加		7	0
	権利擁護		0	0
	その他		27	3
関係機関との連絡調整				2
緊急時の支援				
その他				
			167	93

保育所等における医療的ケア児の状況について

保育所・認定こども園

保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）

■令和4年度実績

- <岡山市> 1施設、受入2人（①喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理
②インスリンポンプ）
<津山市> 1施設、受入1人（午睡時の人工呼吸器装着）

■令和5年度実績見込（市町村担当者から聴取）

- <岡山市> 3施設、受入4人（①喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理
②インスリンポンプ ③④インスリン注射）
<津山市> 1施設、受入1人（胃ろう、喀痰吸引）

【参 考】

- ・赤磐市の1施設においても1人（胃ろう）受入れ。
- ・美作市（1施設）では、受入態勢を整えていたが、児童の体調が不安定であるため受入見送り。（1人（喀痰吸引））

保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（障害児受入促進事業））※R5～

■令和5年度実績見込（市町村担当者から聴取）

- <赤磐市> 1施設（補助具やカーペットの整備）

放課後児童クラブ

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業））

■令和4年度実績

- <津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

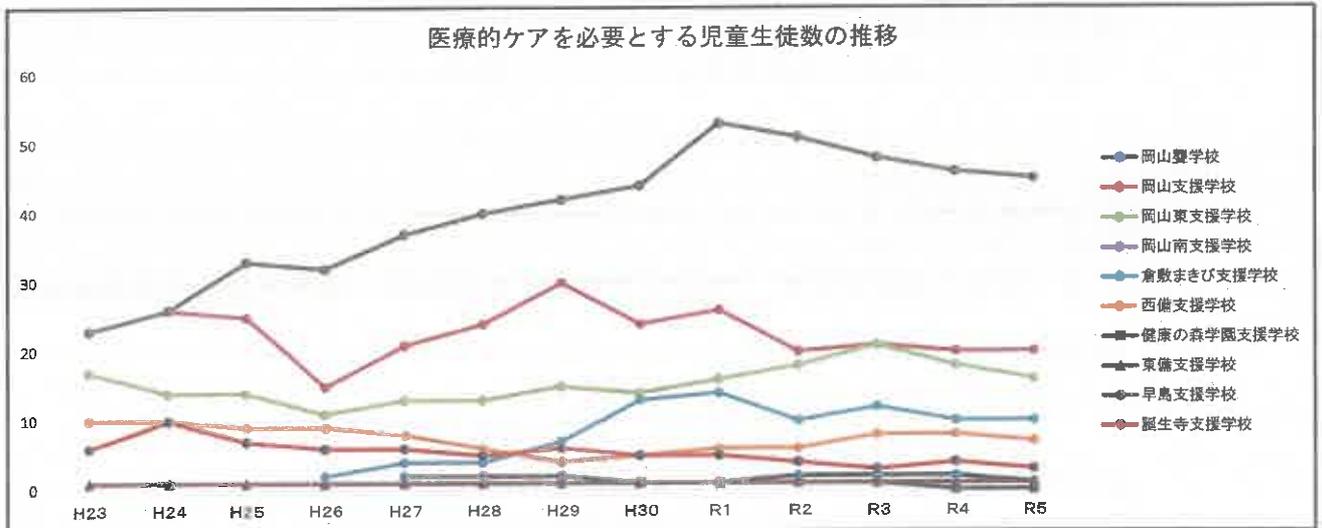
■令和5年度実績見込（市町村担当者から聴取）

- <津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

令和5年度県立特別支援学校において看護師等に医療的ケアを受けている児童生徒数(5月1日現在)

上段(対象児童生徒数)
下段(うち日常的に医ケアが必要な児童生徒数)

学校名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
岡山豊学校	/	/	/	/	2	2	2	1	1	2	2	2	1
					(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)
岡山支援学校	23	26	25	15	21	24	30	24	26	20	21	20	20
	(15)	(17)	(16)	(12)	(17)	(19)	(24)	(20)	(22)	(19)	(20)	(19)	(19)
岡山東支援学校	17	14	14	11	13	13	15	14	16	18	21	18	16
	(16)	(13)	(14)	(11)	(12)	(13)	(15)	(14)	(15)	(18)	(19)	(17)	(16)
岡山南支援学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1
													(1)
倉敷まきび支援学校	/	/	/	2	4	4	7	13	14	10	12	10	10
				(2)	(3)	(4)	(6)	(9)	(12)	(9)	(11)	(10)	(9)
西備支援学校	10	10	9	9	8	6	4	5	6	6	8	7	7
	(9)	(8)	(7)	(8)	(5)	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)	(5)	(4)	(3)
健康の森学園支援学校	/	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1	0	0
							(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
東備支援学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
早島支援学校	23	26	33	32	37	40	42	44	53	51	48	46	45
	(23)	(26)	(33)	(32)	(36)	(40)	(41)	(42)	(51)	(49)	(46)	(44)	(43)
誕生寺支援学校	6	10	7	6	6	5	6	5	5	4	3	4	3
	(4)	(6)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(3)	(4)	(4)	(3)	(3)	(2)
対象人数	80	87	89	76	92	95	108	108	123	113	117	108	104
	(67)	(70)	(73)	(68)	(78)	(85)	(97)	(94)	(111)	(107)	(108)	(100)	(95)
教員医ケア対象人数	50	52	54	42	33	44	52	57	58	60	54	47	46



岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会
- (4) 強度行動障害支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(4) 強度行動障害支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員25人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

(任期:R4.6.1~R6.5.31)

令和5年6月10日現在

	氏名	職名	職名	備考
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師	発達支援 医療機関
2	菅崎 仁美	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	会長	訪問看護
3	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	療育・医療セン ター
4	津島 ひろ江	関西福祉大学	名誉教授	学識経験者
5	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	理事	歯科医師会
6	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長	相談支援
7	檜原 幸二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事	医師会
8	久本 晃司	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校校長)	担当役員	特別支援 学校
9	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	団体
10	村下 志保子	岡山県医療的ケア児支援センター	所長	医療的ケア児支援 センター
11	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長	団体
12	横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	小児科医会
13	鷲尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	教授	小児科学会
14	大崎 雅也	岡山労働局職業安定部職業対策課	課長	行政
15	江草 大作	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	
16	室 貴由輝	岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室	室長	
17	國富 耕治	岡山県総務部総務学事課	課長	
18	奥岩 健治	岡山県産業労働部労働雇用政策課	課長	
19	坂本 誠	岡山県保健医療部医療推進課	課長	
20	國富 優香	岡山県保健医療部健康推進課	課長	
21	松本 茂樹	岡山県保健医療部医薬安全課	課長	
22	横田 健二	岡山県子ども・福祉部子ども未来課	課長	
23	青木 弘明	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課	課長	
24	坂本 洋介	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	課長	

令和4年度第2回 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 議事概要（要旨）

- 1 日 時 令和5年3月13日（月）
- 2 場 所 おかやま西川原プラザ 本館2階第1会議室
- 3 時 間 13:00～15:00
- 4 参加者 委員24名中19名出席、オブザーバーとして2市の担当者が出席
※委員欠席5名
- 5 協議・報告

（1）医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

- ・ 短期入所施設の利用実績の集計で、実績が減っている。
- ・ コロナが原因と予想される。コロナが落ち着けば、もう少し件数があがっていくものと期待している。
- ・ 地域の医療的ケア児等コーディネーターと、校内の特別支援教育コーディネーターと、養護教諭の3者がお互いを理解して関連を持てるようにしていくことが必要だ。
- ・ リトルベビーハンドブックがもうすぐ完成予定だ。これは出生時体重は限定しておらず、産院と周産期医療センターで配布予定で、市町村がまずメインの相談窓口だが、その他、医療的ケア児の相談窓口、何か困ったときの相談先などを載せている。
- ・ 保育所等への看護師の配置について、保育所が看護師を直接雇用して配置するだけでなく、訪問看護ステーションと連携したり、病院から訪問看護を派遣したりする場合も、補助金の対象となる場合がある。
- ・ 県内自治体で、令和5年度から保育所への訪問看護の巡回サービス事業を行うところもある。説明会にはかなりの数の訪問看護ステーションが参加したと聞いた。保育士が、看護師に相談できるように、想定している。
- ・ 特別支援学校で医療的ケアが必要なお子さんたちについて、年度ごと、各校ごとに協議をしながら、看護師配置を県教委で行っている。
- ・ アンケートの中で、保護者の送迎や、付き添いの負担についての意見があった。現状では、喀痰吸引が必要なお子さんについては、安全の確保の面で、スクールバスに乗れないことになっている。保護者の負担がかなりあるということを認識しつつ、こういったアンケートの意見をしっかり受け止めていきたい。
- ・ 付き添いの部分については、看護師が、保護者や主治医の意見を踏まえながら、必要なケアについて合意形成をする間、帯同を求めているのが現状だ。保護者の帯同の負担について把握しつつ、学校の方も可能な限り早期で保護者の帯同が外れるようにしているところだが、子供の状態によって、いくらか帯同を求める実態があり、今後どうしていくかというのは課題だと思う。

(2) 地域における医療的ケア児等の支援について

- ・ 相談支援専門員と結びつかずに、親がプランナーとなって、セルフプランとして支給決定される方が非常に多い。医療依存度の高い子の家庭には、相談支援が入るという仕組みを、市町村からも県からも、後押しをしてほしい。孤立してしまう案件が出てくるのではないかと非常に懸念している。これは、アンケートの災害のところで、避難先が未定であるという回答率が高く、相談支援が入らないと、そういったことにも繋がってくると思うので、お願いしたい。
- ・ アンケートの中で、利用しているサービスでは訪問看護が多いと出ているが、医療保険で利用できる時間が1回に30分から90分までととても短い。他の子供さんの参観日に行くとか、お母さんが美容院に出かけてリフレッシュするとか、普通の日常が送れるようにするには、もう少し自宅で子供さんのケアをする人が必要で、例えば訪問看護の中のオプションで2時間や3時間追加することはできるが、全額実費になる。4月から、県内自治体で、レスパイト訪問看護への補助を市の事業で行うところがあると聞いている。これについては看護協会からも、医療的ケア児の支援というところで県に要望として出しているが、そういったレスパイトを、入所だけではなくて、在宅にも拡大していただくよう、検討いただきたい。
- ・ 特別支援学校に児童生徒がいる時に被災した場合、3日間程は身動きが取れないことを想定して、発電機や投光器を購入したりしていたが、当校では、人工呼吸器、透析、常時酸素のお子さんは近くの病院に避難できることになった。
学校で待機するお子さんに関しては、どこの経路を通して、どの部屋に行くかというところまで計画できたので、避難訓練を行いたいと考えている。
- ・ 当特別支援学校は自治体の避難所に指定されており、自治体住民しか避難できないのが原則だが、自治体と協議をして、特別支援学校に在籍していれば、他の自治体の居住者でも避難してよいという話になった。今まで、西日本豪雨のときでさえ避難所として開設されていなかったが、地域の小、中学校が開設するタイミングに合わせて、特別支援学校にも開設しようという話になった。これで、本当に必要とされる時には開設されるのではないかと思う。
- ・ 災害時用に各市町村の個別避難計画のリスト作りができたとして、これを県が集約化することができるのか。スムーズな連携が必要になる。実際に県内で災害が起こった時に、周産期小児リエゾンが集まっても、医療的ケア児のリストがなく、どうやって安否確認すればいいかわからないという事態を避けていただきたい。
- ・ 教育委員会にぜひお願いしたいのは、訪問診療や現場に行っている医師ともっと連携をとってほしいことだ。学校への意思疎通ができていない。医療的ケア児を見ている人に学校医になってもらうとか、そこともっと密に連携して会議をして進めていかないと、ものごとが進まない。ぜひ連携をよろしくお願いしたい。

